社販売電源料（再エネ特措法第17条第１項各号に掲げる方法により供給した電気の料金を除く。）（以下この(7)において「他社購入電源費等」という。）を、発生の主な原因に応じて、離島供給費用又は非離島供給費用に配分することにより整理し、非離島供給費用に整理された他社購入電源費等を、アンシラリーサービス費用、水力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、火力発電費のうちの非アンシラリーサービス費用、新エネルギー等発電費のうちの非アンシラリーサービス費用及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第三条の規定は令和四年四月一日から施行する。

（電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条及び第三条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度分に係る会計整理について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計整理については、なお従前の例による。

２　第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、令和三年四月一日以後に終了する事業年度分に係る会計整理について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計整理については、なお従前の例による。ただし、令和三年四月一日前に終了する事業年度に係る財務計算に関する諸表のうち、同日以後に作成されるものについては、改正後の電気事業会計規則の規定を適用することができる。

○経済産業省令第二十三号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十九条及び第九十五条の規定に基づき、ガス事業会計規則及びガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

ガス事業会計規則及びガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（ガス事業会計規則の一部改正）

第一条　ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受注工事勘定） **第十一条**　託送供給約款若しくは最終保障供給約款又は一般ガス導管事業者が定めた導管その他の設備の工事に係る契約の定めるところにより、一般ガス導管事業者以外の者の要求に応じて行う導管その他の設備の工事であつて、その工事が完了した場合にその者に資産が売り渡される契約に基づき行われるもの及びその者の所有する資産に対するものに要した費用は、受注工事勘定をもつて整理し、当該工事が完了したときは、その精算額及びその工事の代金として受領する額を受注工事費用勘定及び受注工事収益勘定にそれぞれ振り替えなければならない。	（受注工事勘定） **第十一条**　託送供給約款の定めるところにより、一般ガス導管事業者以外の者の要求に応じて行う導管その他の設備の工事であつて、その工事が完了した場合にその者に資産が売り渡される契約に基づき行われるもの及びその者の所有する資産に対するものに要した費用は、受注工事勘定をもつて整理し、当該工事が完了したときは、その精算額及びその工事の代金として受領する額を受注工事費用勘定及び受注工事収益勘定にそれぞれ振り替えなければならない。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

一般ガス導管事業者の勘定科目表

資　　産

Ⅰ　固定資産

(1)　有形固定資産

款	項	備　　考
製造設備	土　　地	原料の処理及び貯蔵設備、ガス発生設備及びガスの処理及び貯蔵設備並びに工場管理設備（休止設備に属するものを除く。）
	建　　物	附属設備を含む。
	構　築　物	
	機械装置	ガス発生装置、ガス精製装置、ガスホルダー等（附属装置を含む。）
	船舶	
	車両運搬具	
	工具器具備品	